

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1087 号（諮問第 1755 号）

件名：実地指導報告（復命書）等の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

平成 29 年 4 月 3 日、同年 12 月 4 日、平成 30 年 4 月 19 日、同年 6 月 15 日、同年 11 月 8 日及び令和元年 6 月 4 日

### 2 原処分

平成 29 年 5 月 16 日、同年 12 月 18 日、平成 30 年 6 月 1 日、同年 7 月 27 日、令和元年 7 月 18 日、同年 10 月 30 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

### 3 審査請求

平成 29 年 5 月 19 日、同年 12 月 20 日、平成 30 年 6 月 4 日、同年 9 月 26 日、令和元年 7 月 26 日、同年 11 月 27 日

### 4 諮問

令和 5 年 8 月 10 日

### 5 答申

令和 5 年 12 月 26 日

### 6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 7 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）及び分類 3 は、障害者虐待の

防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に基づき、市町村が愛知県に対して提出した障害者虐待事案に係る報告書、障害者虐待事案が発生した事業者から提出された改善計画書、市町村からの報告を受けて障害者虐待事案が発生したとされる事業者に対して愛知県が実地調査をした際の復命書、使用者が労働者である障害者に対して行った虐待に係る事案についての愛知県から愛知労働局長に対して提出した報告書等であり、分類 1 は平成 28 年度に、分類 3 は平成 29 年度に作成されたものである。

分類 2 は、平成 28 年度及び平成 29 年度に開催された、愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会及び愛知県特別支援教育連携協議会における配付資料である。

分類 4 は、愛知県を被告として訴えの提起があった身体障害者手帳交付等請求事件に係る訴状、訴状訂正申立書、訴状訂正再申立書、甲号証、原告の陳述書、答弁書、証拠説明書及び乙号証である。

分類 5 は、愛知県を被告として訴えの提起があった身体障害者手帳交付等請求事件に係る名古屋地方裁判所の判決文である。

分類 6 は、愛知県を被告として訴えの提起があった行政文書不開示決定処分取消請求事件に係る訴状、甲号証、答弁書、乙号証、被告の委任状及び被告の訴訟代理人指定書である。

分類 7 は、愛知県を被告として訴えの提起があった身体障害者手帳交付等請求事件に係る訴状、訴状訂正申立書、甲号証、原告の陳述書、答弁書、証拠説明書及び乙号証である。

分類 8 は、愛知県を被告として訴えの提起があった身体障害者手帳再交付申請却下処分取消等請求事件に係る訴状、訴状訂正申立書、答弁書、準備書面、証拠説明書、証拠申出書、控訴状及び控訴理由書である。

分類 9 は、愛知県を被告として訴えの提起があった損害賠償請求事件（医療過誤）に係る訴状、答弁書、準備書面及び証拠説明書である。

分類 10 は、愛知県を被告として訴えの提起があった行政文書一部不開示決定処分取消請求事件に係る訴状、答弁書、準備書面及び証拠説明書である。

分類 11 は、平成 29 年度及び平成 30 年度に開催された愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の配付資料である。

分類 12 は、平成 29 年度及び平成 30 年度に開催された審査部会の名簿である。

分類 13 は、平成 29 年度及び平成 30 年度に開催された審査部会の配席図である。

分類 14 は、平成 30 年 3 月 14 日に開催された審査部会で使用された「身体障害者手帳の等級認定に関する審査請求について」と題する資料である。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ、第 5 号及び第 6 号に該当しない旨主張していることから、別表 2 の 1 欄に掲げる部分が同表の 2 欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、個人の氏名（イニシャルを含む。）、電話番号、住所、診断名、勤務先、薬剤名、病院名、障害特性、印影、生年月日、支援記録、ファックス番号、年齢、心身の状況、診察又は診療を受けた医療機関の名称及び所在地、診療を受けた医師名が分かる部分、訴訟に係る事件番号、性別、医療情報、訴訟物の価額、貼用印紙額、個人の署名、顔写真、学歴、職歴、障害名、障害等級、診療情報、加入学会の会費納付状況、申請却下となった障害区分、当該障害区分に関する診療実績、審査部会の所属医療機関等、立入検査を実施したとされる公的機関の名称、障害者虐待事案を報告等した市町村の名称、担当課名、公印、市町村長名、郵便番号、メールアドレス、職員の氏名及び印影、疾病がある体の部位名、個人の特徴的な言動、相談支援機関の名称、世帯構成等、個人の経済状況並びに個人の保有資格等が記載されている。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 当審査会において実施機関に確認したところ、分類 8 の被告が原告に

対して行った身体障害者手帳再交付申請却下処分に関する原告の主張及び被告の主張が分かる部分（以下「分類 8 の主張部分」という。）には、原告の生年月日、身体障害者手帳の交付年月日、身体障害者手帳における障害等級及び障害名等が、分類 9 の原告の医療情報に関する主張及びその証拠となる書面並びに原告の医療情報以外に関する主張（以下「分類 9 の主張部分」という。）には、原告の治療の経過や症状等が含まれているとのことである。

そこで、当審査会において分類 8 の主張部分及び分類 9 の主張部分を見分したところ、実施機関が主張するとおりの内容が記載されており、これらは、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものであることから、分類 8 の主張部分及び分類 9 の主張部分は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

エ 加えて、当審査会において検討したところ、分類 1 及び分類 3 に記載されている個人の氏名には、公務員の氏名が含まれており、これは愛知県に対して障害者虐待事案の報告等をした市町村職員の氏名であるが、これが公になると、当該市町村の職員名簿等と照合することにより、当該市町村名が明らかとなり、ひいては虐待を受けた障害者等の住所地等の特定につながることから、当該公務員の氏名は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する不開示情報とすることが相当であると認められる。

オ そのほか、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

カ よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

#### (5) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、事業者の名称、電話番号、ファックス番号、住所、

行事名、事業者番号、印影、キャラクター名、事業者の代表者の氏名、事業者が運営するインターネットショッピングサイトの名称、障害者虐待事案が発生した事業者の関連事業者名、外出先、研修講師の氏名及び事業者の文書番号、事業者が作成した内部規程、役職名、研修講師の所属及び氏名、外出先、施設種別、身体拘束同意書・モニタリング並びに会議における配付資料等は、公にすることにより、障害者虐待事案が発生した法人の特定につながり、当該法人が特定されることで、当該法人の社会的評価の低下を招くおそれがある情報であるとのことである。

また、分類 8 から分類 11 までの弁護士（代理人）並びに法人その他団体及び事業を営む個人の印影は、弁護士（代理人）並びに法人その他団体及び事業を営む個人の内部管理情報であり、これらの情報を公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるとのことである。

そこで、当審査会においてこれらの不開示部分を見分したところ、実施機関が主張するとおりの情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報は条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(6) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類 10 の被告が原告に対して行った行政文書一部開示決定処分に関する原告の主張及び被告の主張が分かる部分（以下「分類 10 の主張部分」という。）は、開示請求時点において、係属中の訴訟における原告及び被告によってなされた主張であり、県の争訟事務に関する情報であって、公にすることにより、当事者としての県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、分類 10 の訴訟の原告は、長年にわたり愛知県に対し大量の開示請求、異議申立て、審査請求、訴訟を行った者であり、過去の大量請求については、判決で権利濫用に当たると判断されているとのことである。また、当該原告による大量の開示請求は、上記判決が出た後もなお続いており、分類 10 の訴訟は、当該

原告による開示請求に係る一部開示決定処分に対する取消訴訟であって、開示時点において当該訴訟は係属しており、その動向は明らかではなかったとのことである。

当審査会において分類10の主張部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、原告と被告愛知県との間には当該訴訟事案にとどまらない上記のような特殊な背景事情が存在しているにもかかわらず、当該訴訟の係属中に分類10の主張部分が開示されることとなれば、当該訴訟事務等の適切な遂行に支障を及ぼすおそれや訴訟当事者としての県の地位を不当に害するおそれがあると認められる。

よって、分類10の主張部分は、条例第7条第6号に該当する。

ウ また、当審査会において実施機関に確認したところ、分類11の個人の氏名のうち、中央児童・障害者センターの嘱託医の氏名（印影含む。）については、これを公にすることにより、診断等の結果に不満のある関係者からの不当な批判、苦情等を当該嘱託医が受けることになり、今後の診断等において適切な診断を行うこと等が困難となるおそれがあり、また、仮に公にすることが前提になれば、批判、苦情等を受けることを危惧した嘱託医から就任を拒否される等、嘱託医の選任事務に支障が生じるおそれもあり、その結果、障害の等級判定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

さらに、当審査会において実施機関に確認したところ、分類12及び分類13の個人の氏名のうち、審査部会の委員の氏名については、これを公にすることにより、身体障害者手帳の等級判定について審議結果に不満のある関係者からの批判、苦情等を委員が受けることにより、当該委員が、開示されることを意識して、今後の分科会及び同審査部会において率直な意見を述べることをためらい、意見そのものを控えてしまうおそれがあり、また、仮に公にすることが前提になれば、批判、苦情等を受けることを危惧した委員から就任を拒否される等、委員の選任事務に支障が生じるおそれもあり、その結果、障害の等級判定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらを見分したところ、実施機関が主張するとおりの内容が記載されており、中央児童・障害者センターの嘱託医及び審査部会の委員の氏名は、これらを公にすると、県が行う障害の等級判定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

(7) 実施機関のその他の主張について

分類8の主張部分は、条例第7条第2号に該当することから、実施機関の主張する同条第5号該当性及び同条第6号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

分類 9 の主張部分は、条例第 7 条第 2 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 5 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

分類 10 の主張部分は、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 5 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(8) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求1 障害福祉課に対する開示請求 ・ 障害者虐待に関する文書のうち精神、神経症状が記載されている文書 市町村審査会資料サービスの利用状況が記載されている文書 ・ 障害者虐待に関する文書のうち日常生活能力の程度が記載されている文書 ・ 障害者虐待に関する文書	分類 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実地指導報告（復命書）（平成28年5月24日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者による障害者虐待について（報告）（平成28年11月30日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成28年10月4日（供覧））</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成28年9月20日）</li> <li>・ 障害者虐待防止法に係る情報提供について（平成28年11月21日）</li> <li>・ 障がい者虐待防止法に係る報告について（平成28年11月17日）</li> <li>・ 障がい者虐待防止法に係る報告について（平成28年10月20日）</li> <li>・ 虐待案件ケース記録について（送付）（平成28年10月7日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成28年7月7日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者による障害者虐待について（報告）（平成28年10月18日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成28年9月23日）</li> <li>・ ○○法人△△虐待再発防止対策計画の取り組み状況について（平成28年8月10日）</li> <li>・ ○○○○のケース記録について（平成28年7月11日）</li> </ul>	平成29年5月16日付け29障福第385-2号	平成29年5月19日

1 請求 内容	2 行政文書の名称	3 一 部開示 決定	4 審 査請求 年月日
<p>のうち不安、恐怖感の内容、状況が記載されている文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待に関する文書のうちてんかん発作、発作のタイプが記載されている文書</li> <li>・ 障害者虐待に関する文書のうち適応障害の病状、状態像が記載されている文書</li> <li>・ 障害者虐待に関する文書のうち統合失調症の病状、状態像が記載され</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待防止法に係る改善計画書の提出について（平成 28 年 6 月 23 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 5 月 30 日）</li> <li>・ 障害者虐待の恐れのあるケースの改善計画及び改善状況書類について（提出）（平成 28 年 5 月 24 日）</li> <li>・ 障害福祉サービス事業者等事故報告書について（提出）（平成 28 年 4 月 22 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 4 月 18 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 7 月 6 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 3 月 31 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 6 月 23 日）</li> <li>・ 障がい者虐待防止法に係る報告について（平成 28 年 6 月 20 日）</li> <li>・ 障がい者虐待防止法に係る報告について（平成 28 年 4 月 28 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 6 月 1 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 6 月 1 日）</li> <li>・ 障害者虐待防止法、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく施設</li> </ul>		

1 請求内容	2 行政文書の名称	3 一部開示決定	4 審査請求年月日
<p>ている文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待に関する文書のうちうつ病の病状、状態像が記載されている文書</li> <li>・ 障害者虐待に関する文書のうち障害者の医学診断名がわかる文書</li> <li>・ 障害者虐待に関する文書のうち障害者虐待に関する報告書</li> <li>・ 障害者虐待に関する文書のうち市町村から入手した文書</li> </ul>	<p>従事者による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 5 月 31 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者福祉施設等従事者等による障がい者虐待及び仕様書による障がい者虐待の通報について（報告）（平成 28 年 5 月 2 日）</li> <li>・ 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待及び使用者による障がい者虐待の改善計画書について（送付）（平成 28 年 5 月 18 日）</li> <li>・ 障がい者福祉施設従事者等による障がい者待の通報について（報告）（平成 28 年 4 月 20 日）</li> <li>・ 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の改善計画書について（送付）（平成 28 年 5 月 18 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 4 月 7 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 3 月 31 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 11 月 15 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 12 月 12 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 11 月 8 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 9 月 27 日）</li> </ul>		

1 請求 内容	2 行政文書の名称	3 一 部開示 決定	4 審 査請求 年月日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 1 月 10 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 9 月 15 日）</li> <li>・ 虐待事例の資料の送付について（送付）（平成 28 年 9 月 23 日）</li> <li>・ 虐待の改善計画の提出について（送付）（平成 28 年 12 月 1 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の関係書類の提出について（平成 29 年 1 月 11 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 1 月 12 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 1 月 4 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 1 月 25 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 2 月 17 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 2 月 1 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 2 月 17 日）</li> <li>・ 障害者虐待防止法に係る情報提供（平成 28 年 9 月 9 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者</li> </ul>		

1 請求 内容	2 行政文書の名称	3 一 部開示 決定	4 審 査請求 年月日
	<p>虐待について（報告）（平成 28 年 9 月 14 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待防止に係る改善方策の告書について（平成 28 年 11 月 8 日）</li> <li>・ 障害者虐待について（報告）（平成 29 年 2 月 23 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 12 月 8 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 10 月 14 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 11 月 25 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 12 月 12 日）</li> <li>・ 障害福祉サービス事業者実地指導（平成 28 年 12 月 14 日）</li> <li>・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 3 月 9 日）</li> <li>・ 虐待防止法に係る情報提供について（報告）（平成 28 年 11 月 10 日）</li> <li>・ 使用者による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 1 月 25 日）</li> <li>・ 使用者による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 1 月 25 日）</li> <li>・ 使用者による障害者虐待について（報告）（平成 29 年 1 月 9 日）</li> <li>・ 使用者による障害者虐待について（報告）（平成 28 年 12 月 24 日）</li> <li>・ 使用者による障害者虐待について（報</li> </ul>		

1 請求内容	2 行政文書の名称	3 一部開示決定	4 審査請求年月日
	告) (平成 28 年 11 月 8 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 12 月 18 日) ・ 労働相談票 (使用者による障害者虐待) の内容変更について (報告) (平成 28 年 11 月 28 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 8 月 9 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 11 月 14 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 11 月 1 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 10 月 25 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 9 月 28 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 9 月 1 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 8 月 10 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 7 月 4 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 6 月 14 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 6 月 3 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 5 月 12 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 4 月 5 日) ・ 使用者による障害者虐待について (報告) (平成 28 年 4 月 5 日) ※カッコ内の年月日は文書の日付		
請求 2	分	平成	平成

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
障害福祉課に対する開示請求 H28年度 H29年度 課長の参加している発達障害に関する会議で使用しているもの	類 2	援体制整備推進協議会 ・平成29年度第1回愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会 ・平成28年度第1回愛知県特別支援教育連携協議会 ・平成28年度第2回愛知県特別支援教育連携協議会 ・平成29年度第1回愛知県特別支援教育連携協議会	29年 12月 18日 付け 29障 福第 1872-1 号	29年 12月 20日
請求3 障害福祉課に対する開示請求 H29年度 障害者虐待報告書 復命書 (障害者虐待が発生した施設等へのもの)	分類 3	・障害者虐待防止法に係る情報提供(7件) ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について(通知)(1件) ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る報告について(9件) ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応結果報告(1件) ・労働相談票(使用者による障害者虐待)(14件) ・改善計画書(7件) ・改善計画の実施状況報告(6件) ・復命書(6件)	平成 30年6 月1日 付け 30障 福第 560号	平成 30年6 月4日
請求4 障害福祉課に対する開示請求 各判決が出て完結	分類 4	身体障害者手帳交付等請求事件に係る以下の文書 ・訴状、訴状訂正申立書、訴状再訂正申立書、甲第1号証及び陳述書 ・答弁書、証拠説明書(1)、乙第1号証	平成 30年7 月27 日付け 30障 福第 1047	平成 30年9 月26 日

1 請求 内容	2 行政文書の名称		3 一 部開示 決定	4 審 査請求 年月日
している 直近の裁 判に係る もの1件 ・訴状 ・答弁書 ・証拠説 明書 (乙) ・第1号 証(甲) ・第1号 証(乙) ・陳述書 (甲)			号	
障害福祉 課に対す る開示請 求 現在管理 している もの 直近の裁 判に係る もの1件 ・判決文 書(関係 法令等 の定めを 含む)	分 類 5	身体障害者手帳交付等請求事件に係る判決		
請求5 障害福祉 課に対す る開示請	分 類 6	H15. 11. 7 付け訴状に係る裁判書類一式	令和元 年7月 18日 付け	令和元 年7月 26日
	分	H27. 11. 27 付け訴状に係る裁判書類一式		

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
求 裁判書類一式	類 7		31 障 福第 774-2 号	
	分 類 8	H29. 1. 23 付け訴状に係る裁判書類一式		
	分 類 9	H29. 8. 4 付け訴状に係る裁判書類一式		
	分 類 10	H30. 10. 4 付け訴状に係る裁判書類一式		
請求 6 障害福祉課に対する開示請求  ・身体障害者福祉専門分科会同審査部会で使用した文書（H29年度～H30年度） ・身体障害者福祉専門分科会同審査部会構成員氏名、職名	分 類 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度第 1 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 29 年 5 月 8 日起案）</li> <li>・平成 29 年度第 1 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 29 年 5 月 12 日起案）</li> <li>・平成 29 年度第 2 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 29 年 7 月 3 日起案）</li> <li>・平成 29 年度第 2 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 29 年 7 月 11 日起案）</li> <li>・平成 29 年度第 3 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 29 年 9 月 1 日起案）</li> <li>・平成 29 年度第 3 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 29 年 9 月 11 日起案）</li> <li>・平成 29 年度第 4 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 29 年 11 月 2 日起案）</li> <li>・平成 29 年度第 4 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 29 年 11 月 8 日起案）</li> <li>・平成 29 年度第 5 回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成 30 年 1 月 4 日起案）</li> </ul>	令和元 年 10 月 30 日付け 31 障 福第 1566 - 2 号	令和元 年 11 月 27 日

1 請求内容	2 行政文書の名称	3 一部開示決定	4 審査請求年月日
(H29年度～H30年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度第5回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年1月11日起案）</li> <li>・平成29年度第6回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年3月2日起案）</li> <li>・平成29年度第6回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年3月6日起案）</li> <li>・平成30年度第1回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年5月2日起案）</li> <li>・平成30年度第1回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年5月9日起案）</li> <li>・平成30年度第2回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年7月3日起案）</li> <li>・平成30年度第2回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年7月10日起案）</li> <li>・平成30年度第3回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年9月4日起案）</li> <li>・平成30年度第3回社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会資料について（平成30年9月11日起案）</li> </ul>		
分類12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成29年5月17日開催分）</li> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成29年7月19日開催分）</li> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成29年9月20日開催分）</li> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成29年11月15日開催分）</li> </ul>		

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成30年1月17日開催分）</li> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成30年3月14日開催分）</li> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成30年5月16日開催分）</li> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成30年7月18日開催分）</li> <li>・愛知県社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会名簿（平成30年9月19日開催分）</li> </ul>			
	分類13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査部会配席図（平成29年5月17日開催分）</li> <li>・審査部会配席図（平成29年7月19日開催分）</li> <li>・審査部会配席図（平成29年9月20日開催分）</li> <li>・審査部会配席図（平成29年11月15日開催分）</li> <li>・審査部会配席図（平成30年1月17日開催分）</li> <li>・審査部会配席図（平成30年3月14日開催分）</li> <li>・審査部会配席図（平成30年5月16日開催分）</li> <li>・審査部会配席図（平成30年7月18日開催分）</li> <li>・審査部会配席図（平成30年9月19日開催分）</li> </ul>		
	分類14	身体障害者手帳の等級認定に関する審査請求について（平成30年3月14日開催分）		

別表2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1 個人の氏名、電話番号、住所、診断名、勤務先、薬剤名、病院名、印影、障害特性、生年月日、その他特定の個人を識別できる部分  事業者の名称、電話番号、ファックス番号、住所、行事名、キャラクター名、事業者番号、その他虐待のあった事業者の名称が分かる部分	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため  条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
分類 2 委員氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されているため
分類 3 ・個人の氏名、電話番号、住所、勤務先、病院名、印影、生年月日 その他特定の個人を識別できる部分 ・診断の内容が分かる部分 ・薬剤名 ・詳細な障害特性 ・支援記録  事業者の名称、電話番号、ファックス番号、住所、行事名、事業者番号、事業者が作成した内部規程 その他虐待のあった事業者の名称が分かる部分	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため  条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
分類 4 個人の氏名、住所地、電話番号、印影、FAX 番号、生年月日、年齢及び心身の状況、診察を受けた医療機関及び医師名が分かる部分	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお

1	開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
		個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 5	個人の氏名、住所地及び心身の状況、診察を受けた医療機関及び医師名が分かる部分	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 6	個人の氏名、住所地、印影、生年月日及び年齢並びに心身の状況が分かる部分、診察を受けた医師名、事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 7	個人の氏名、住所地、印影、生年月日及び年齢並びに心身の状況が分かる部分、診察を受けた医師名、事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 8	個人の氏名、住所地、印影、心身の状況が分かる部分、及び事件番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
	弁護士の印影	条例第7条第3号イに該当 公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
被告が原告に対して行った身体障害者手帳再交付申請却下処分に関する原告の主張及び被告の主張が分かる部分	<p>条例第7条第5号に該当          県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、不当に県民間に混乱を生じさせるおそれがあるものが記録されているため</p> <p>条例第7条第6号に該当          県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
分類9 個人の氏名、住所地、性別、生年月日、医療情報、事件番号、訴訟物の価額、貼用印紙額、原告の医療情報に関する主張並びにその証拠となる書面	<p>条例第7条第2号に該当          個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
代理人の印影	<p>条例第7条第3号イに該当          公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
原告の医療情報以外に関する主張	<p>条例第7条第5号に該当          県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、不当に県民間に混乱を生じさせるおそれがあるものが記録されているため</p>
分類10 個人の氏名、住所地、電話番号、印影、FAX番号、心身の状況が分かる部分及び事件番号	<p>条例第7条第2号に該当          個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはでき</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p data-bbox="300 465 815 696">弁護士の印影</p> <p data-bbox="300 696 815 1310">被告が原告に対して行った行政文書一部開示決定処分に関する原告の主張及び被告の主張が分かる部分</p>	<p data-bbox="823 320 1361 465">ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p data-bbox="823 465 1361 696">条例第7条第3号イに該当 公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p> <p data-bbox="823 696 1361 1025">条例第7条第5号に該当 県の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、不当に県民間に混乱を生じさせるおそれがあるものが記録されているため</p> <p data-bbox="823 1025 1361 1310">条例第7条第6号に該当 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されているため</p>
<p data-bbox="236 1310 284 1451">分類 11</p> <p data-bbox="300 1310 815 1783">・個人の氏名、署名、住所地、印影、生年月日、顔写真、学歴、職歴、障害名、障害等級、診療情報及び加入学会の年会費納付状況 ・診療を受けた医療機関の名称、所在地及び電話番号 ・身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定について、申請却下となった障害区分及び当該障害区分に関する診療実績</p>	<p data-bbox="823 1310 1361 1783">条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
<p data-bbox="300 1783 815 1966">法人その他団体及び事業を営む個人の印影</p>	<p data-bbox="823 1783 1361 1966">条例第7条第3号イに該当 公にすることにより、法人その他団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ</p>

1	開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
		があるもの
分類 12	個人の氏名及び所属医療機関等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 13	個人の氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
分類 14	・個人の氏名、住所地、印影、生年月日、障害の程度及び診療情報 ・診療を受けた医療機関の名称、所在地及び電話番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため